

令和 6 年度 第 1 回
富士市まちづくり活動推進審議会会議録

令和 6 年 7 月 3 1 日（水）午後 6 時 3 0 分

富士市庁舎 8 階 政策会議室

1 開催日時

令和6年7月31日(水) 午後6時30分から8時30分

2 会場

富士市庁舎8階 政策会議室

3 出席委員11人

荻野 達史、守本 尚子、荻野 克雄、齋藤 清隆、高田 貢、神尾 秀彦、今屋敷 正成、
本多 さくら、加藤 直子、長澤 真理子、佐野 浩士

4 欠席委員1人

植田 ゆか

5 説明部署、事務局等の職員

市民部長

佐野 幸利

市民部まちづくり課

課長 高井 和孝、調整主幹 杉田 行紀、主幹 井出 大介

主査 山中 拓也、主事 樋川 佳祐

6 議事

- (1) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和5年度取組実績について
- (2) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和5年度進捗状況評価について
- (3) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和6年度取組内容について

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第1回富士市まちづくり活動推進審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催にあたりまして、本日の会議は、「富士市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づきまして、公開にて開催されますのでご了承願います。また、会議終了後議事録を作成するため、会議の内容を録音させていただきますので併せてご了承願います。

はじめに資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料として、次第と資料 No.1～4 の5点。なお、資料 NO.4 「令和6年度取組内容一覧」につきましては、取組内容に修正はございませんが、文言の修正等が複数箇所ございましたので、本日お手元に配付させていただいたものをご覧ください。大変申し訳ございません。

次に、ご持参をお願いしました「新・富士市まちづくり活動推進計画」の冊子。

次に、本日配付させていただきました

- ・委員名簿
- ・富士市まちづくり活動推進審議会規則

の2点。

以上8点となりますが、お手元にごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、事前にご連絡をいただいております欠席の方について報告いたします。植田委員が本日所用のため欠席されておりますので報告いたします。

本日の進行であります。今回は委員改選後1回目の開催となりますので、議事に入る前に市長からの委嘱状の交付、会長・副会長の選任を行わせていただきます。

その後、会長に議事を進行していただき、遅くとも午後8時30分までには閉会したいと考えておりますので、スムーズな進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、早速ではありますが、市長より委嘱状を交付させていただきます。交付は、市長が皆様のお席に参ります。私がお名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、その場でご起立願います。荻野達史様より時計回りで交付させていただきます。

(委嘱状交付)

事務局

委員の皆様、令和7年度末までの任期期間よろしくお願いいたします。

ここで、市長からご挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

事務局

ありがとうございました。次に、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。時間の関係もありますので、お名前、出身団体程度で簡潔をお願いいたします。それでは、お手元の委員名簿の順に荻野達史委員から時計回りにてお願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局 ありがとうございました。申し訳ありませんが、市長はこの後も予定がございますので、ここで退席させていただきます。

市長 すみません。ここで失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（市長退席）

事務局 ここで、次第にはございませんが、市民部長以下、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

（市民部長・事務局職員自己紹介）

事務局 続きまして、次第の5本審議会の会長及び副会長の選任でございますが、本日配布させていただきました「富士市まちづくり活動推進審議会規則」をご覧ください。第2条をご覧くださいますと、会長及び副会長につきまして、委員の皆様の互選により選出することとなっております。委員の皆様から、何かご意見はありますでしょうか。

齋藤委員 はい。今までも会長をお務めいただきました静岡大学の荻野先生に引き続きお願いしたいと思います。

事務局 はい、ありがとうございます。それでは、他にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、会長を荻野達史委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

委員一同 拍手

事務局 それでは、荻野委員、会長席に移動をお願いいたします。
引き続きまして副会長の選出でございますけれども、何かご意見いただけますでしょうか。

荻野委員 会長に一任でいかがでしょうか。

事務局 ただ今、会長に一任とのご意見ございましたけども、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

事務局 ありがとうございます。では、荻野会長、いかがいたしましょう。

荻野会長 それでは守本委員にお願いしたいと思います。

事務局 それでは、ただいま、荻野会長の方から守本委員というお話ございましたけれども、よろしいでしょうか。

守本委員 はい。

事務局 ありがとうございます。それでは、守本様、副会長席にご移動をお願いいたします。ここで荻野会長、守本副会長から就任のご挨拶を一言いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

荻野会長 それでは、僭越ながら会長を務めさせていただきます。本当に連日異常な暑さが続いておりますが、今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。皆様から活発なご意見をいただきまして、今後のまちづくり活動の推進につながるような場になればと願っております。よろしくをお願いいたします。

守本副会長 ご指名いただきました守本でございます。会長を微力ながらお支えして、数少ないこの審議会の方が有意義な時間になりますように努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、次第の6 議事に移ります。
審議会規則第3条第1項において、本審議会会長が議長となることになっておりますので、議事の進行は荻野会長をお願いいたします。荻野会長、よろしくお願いいたします。

荻野会長 それでは早速議事に入りたいと思います。進行につきましては、資料No.1 について事務局説明の後、説明に対する質疑を行い、続いて、資料No.2 及び3 についての説明と質疑を、最後に資料No.4 の説明と質疑を行い、遅くとも午後8時30分までには議事を終了したいと考えております。スムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願いいたします。なおですね、本日の出席委員は過半数に達しておりますので、審議会規則第3条第2項に基づき本会議は成立いたしております。

それでは、資料No.1 「令和5年度取組実績」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、令和5年度の施策の取組実績について説明させていただきます。
資料1の「新・富士市まちづくり活動計画 令和5年度取組実績一覧」をお願いいたします。

最初に、本資料の位置付けについてご説明いたします。本市では、概ね小学校の通学区域を範囲として、まちづくり協議会が中心となり地区まちづくり活動が行われておりますが、少子高齢化や人口減少の急速な進行に加え、生活様式や個人の価値観の多様化などにより、各地区では地域の連帯感の希薄化や担い手不足など多くの課題を抱えております。

こうした中で、本市では、『各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成』こちらを目標像とした「新・富士市まちづくり活動推進計画」を令和4年度からスタートいたしました。本計画は、地区の課題解決に向けて計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めた地区ごとの「まちづくり行動計画」を下支えする計画でもあります。本審議会では、この計画の進捗状況の評価をしていただいております。進捗状況の評価とは具体的にはどういうことかと申しますと、緑の冊子25ページをご覧ください。

本計画の体系は、25ページに記載されている5つの方針の下に、26ページに記載されている19の個別施策と3つの総合的な施策がぶら下がっております。

ページをおめくりいただき、27ページをご覧ください。下段に「①課題解決協働事業の推進」とありますが、19の個別施策の下には、このような取組が51個ぶら下がっており、本計画の計画期間である令和4年度から令和8年度の5年間の取組内容が記載されております。資料1は、これらの取組について、令和5年度は具体的に何を行ったのかをお示ししたものであり、資料1の内容を受けて、計画の進捗状況を地区と行政の視点で評価したものが資料2,資料3となります。

それでは、資料1の説明に入らせていただきます。

本資料をご覧になっていただきますと、取組内容の欄に記載されている事業について、四角囲みで再掲となっているものが多いと感じられるかと思います。各取組が他の複数の取組にも資することが多いこと、また、1つの取組について別の側面を捉えて、他の方針や施策に位置付けられることもあることから、再掲が多くなっております。なお、再掲となっているものであっても、その下に記載されている具体的内容については、位置付けられた施策の側面から捉えたものとなるよう記載しております。

それでは、「1 個別施策」の方針（1）から順にご説明させていただきます。

時間も限られておりますので、主なもの、あるいは資料の記載だけでは分かりづらいものについてのみ、抜粋してご説明させていただきます。

方針1の施策1の「①課題解決協働事業の推進」をご覧ください。

1つ目の「まちづくり協議会の部会活性化研修会の開催」ですが、まず、1点訂正をさせていただきます。実施方法の「安全・防災・交通」の防災を防犯に訂正いたします。再掲としても複数ございます。修正のほうよろしく申し上げます。

各地区のまちづくり協議会には、今訂正いただきました実施方法に記載されているような各部会が設置されております。これらの部会ごとに、情報交換を行うとともに、地区ごとに策定しているまちづくり行動計画に位置付けた取組について、部会ごとに振り返りをし、PDCAを回していくことを目的として研修を実施いたしました。昨年度の参加者は188名です。

3つ目の「まちづくり交流会の開催支援」ですが、地区の課題等について他地区との情報共有や意見交換、こちらを目的として、まちづくり協議会連合会が主催する交流会の開催を支援しております。昨年度の交流会では、主テーマを「住民参加による主体的なまちづくり」、サブテーマを「まちづくり活動に若い世代を巻き込むには」とし、各地区から役員4名程度、合計107名の方が参加しています。昨年度は「静岡大学の学生発表」「グループワーク」「パネルディスカッション」の3部構成で開催しております。内容・詳細に関しましては、他の施策の説明の際に紹介させてい

たきます。

続きまして、「③地区まちづくり活動を支える庁内体制づくりの強化」をご覧ください。「27 の関係課による『持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議』を開催」ではありますが、地区の負担を軽減するために、行政から地区への依頼事項についてとりまとめた依頼ガイドラインや、使途に制限のある補助金ではなく、地域の課題に向けた事業に自由に活用することができる一括交付金などについて、まちづくり活動に関わる 27 の担当部署による庁内会議を行っております。

2 ページをお願いいたします。

方針 2 の施策 1 の「①会計講座の実施」をご覧ください。「各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成」の達成には、各地区のまちづくり協議会の機能強化が必須です。その一環として、まちづくり協議会の会計担当者を対象に、日常の会計処理や、それに伴う事務スキルを習得することをテーマとして実施しています。

次に「②会計ガイドラインの作成」ですが、総務省のウェブサイトに掲載されている手引きを参考に作成し、さきほどご説明した会計講座の参加者だけでなく、26 地区全てに配布しています。また、市のウェブサイトにも掲載をしております。

続きまして、施策 2 の「②一括交付金制度等の調査研究」をご覧ください。

一括交付金制度とは、使途に一定の制限のある補助金とは異なり、地区の特性を生かし、自ら計画した地域課題の解決に向けた事業に、自由に活用できる交付金として、地区に一括で交付するものであります。令和 6 年度からの試行導入に向け、視察などにより事例研究を進め制度設計を行いました。

3 ページをお願いいたします。

方針 3 の施策 1 の「③企業・NPO 等との連携の促進」をご覧ください。

1 つ目の「マックスバリュ東海との連携事業」ではありますが、こちらは、本市の S D G s プロジェクトとしても認定されており、市内 8 地区において移動スーパー事業を実施していただいております。昨年度は延べ人数にはなりますが、3 万人の方が利用されています。

2 つ目の「人材育成部会による地区提案」ではありますが、本市では、様々な課題についてテーマ毎に検討するため、まちづくり課職員とまちづくりセンター職員で 7 つの部会を組織しております。部会の 1 つである人材育成支援部会で、災害時の飲料水提供等について地区内の企業との協定締結などの提案を行いました。

次に、3 つ目の「F U J I 3 S プロジェクトエッグ認定制度の活用案内」ではありますが、こちらは、令和 5 年度より S D G s 活動を行う非営利団体と S D G s 活動を支援する企業を結ぶクラウドファンディング型を開始しています。その事業説明を地区に行っております。

施策 2 の「③役員選出に関する参考事例の情報提供」ではありますが、さきほども説明しました人材育成部会では担い手不足の解消のための地区提案を行っており、具体的な例として地区課題に関する取組をする団体を募集し、採択された事業について、地区が費用負担し実施する提案募集型まちづくり活動制度や、責任や役割を持たず会議等に参加することで、雰囲気や活動内容を知ってもらうためのお試し役員体験制度などを希望があった 14 地区において提案をいたしました。

続きまして、施策3の「①新たな参画の促進」をご覧ください。

1つ目の「まちづくり活動の担い手に関する提案」ですが、さきほど説明もさせていただきました「まちづくり交流会」ですが、その中での静岡大学の学生発表を紹介させていただきます。

富士市と静岡大学との連携事業として『地域のまちづくりへの若者の参画促進』こちらをテーマとして、社会情勢やライフスタイル等の変化により地域のまちづくりの担い手が不足している中、若者を巻き込むことによりまちづくり活動への多様な人材の参画促進を進めるための研究発表をしていただきました。発表にあたり静岡大学の学生は、田子浦地区に協力いただき、田子浦地区の消防訓練、文化祭、次年度の計画会議などに主催者側またはイチ参加者として参加いただき、それらを通じて学生目線で研究し、それを交流会で発表・提案をいただきました。

次に、4ページをお願いいたします。

施策4の「①市職員向けまちづくりハンドブックの活用」をご覧ください。

1つ目の「まちづくり地区担当班長会議の開催」ですが、市の職員の多くが、在住する地区のまちづくり活動に、まちづくり地区担当班としてボランティアで参画をしております。班長会議では、地区担当班について解説したハンドブックの説明や、各地区の人口推計、健康データ、地域資源情報などをとりまとめ、「データとして見える化」した地区カルテを使用し、ワークショップを実施いたしました。

続きまして、方針4の施策1の「①参考情報の収集と周知」こちらをご覧ください。

2つ目の「市公式 LINE の活用」ですが、現在 10 万人を超える方にご登録いただいている市公式 LINE を活用して、地区ごとの情報が受け取れるようにいたしました。

3つ目の「インスタグラムの活用周知」ですが、まちづくりセンター職員が支援することで、全 26 地区でインスタグラムを開設し情報発信しています。

次に施策2の「②住民アンケート調査による地区の課題把握に向けた支援」ですが、まちづくり協議会連合会の理事会において、令和6年度に行う全住民アンケートの意義や目的について説明を行っております。

5ページをお願いいたします。

施策3の「①地区広報の発信に向けた支援」をご覧ください。

再掲となります市公式 LINE やインスタグラムのほか、3つめの「広報講座の開催」ですが、昨年度は地域月刊新聞「face to face」の編集者を講師としてお招きし、5回の講座の中で「情報発信の基本」「読みたくなる文章の作り方」などについて学んでいただいております。

4つめのコブタレポートの発行ですが、各地区まちづくり協議会の取組状況や参考事例を伝えるニュースレター「コブタレポート」を作成し、配布いたしました。昨年度の秋号では、「部会機能活性化研修会の報告」や「若手が活躍する事業の紹介」、春号では「まちづくり協議会の視察」「まちづくり交流会」について掲載いたしました。

続きまして、「③デジタル化の促進」ですが、若い世代や子育て世代のまちづくり活動への参加を促すためにも、デジタル化を促進していくことは重要であることから、市公式 LINE やインスタグラムのほか、3つ目の LINE を連絡手段として活用しています。

続きまして、施策5の「①まちづくり活動の情報発信支援」をご覧ください。

市公式 LINE やインスタグラムのほか、1つ目のまちづくり協議会認知度 UP ラジオ放送として、週1回ラジオエフにて、地区まちづくり協議会長へのインタビュー形式により、活動 PR や事業の事前告知を行う、15 分枠の番組を放送しております。

6 ページをお願いいたします。

方針5の施策1の「①負担軽減に向けた業務の見直し・合理化」をご覧ください。

2つ目の「青少年指導員の在り方」ですが、青少年指導員の在り方について、各地区にアンケートも実施するなど、地区の意見を聞きながら見直しを図りました。結果として「青少年指導委員会」の廃止や「補導活動を地区ごとの柔軟な活動を可能とする」など、事業のスリム化に、そして負担軽減につながっています。

7 ページをお願いいたします。

施策3の「①地区の拠点の整備推進」をご覧ください。

1つ目の「富士見台まちづくりセンターのリニューアル工事」ですが、防水工事やバリアフリー化、省エネルギー設備への更新などを行い、本年4月にリニューアルオープンいたしました。

2つ目の「天間まちづくりセンターのリニューアル工事に向けた実施設計」ですが、本年度のリニューアル工事に向け、地区の皆様との話し合いにより内容を検討し、実施設計に反映いたしました。

8 ページをお願いいたします。

ここからは、「2 個別施策を横断する総合的な施策」についてご説明いたします。

方針1の施策1「地区住民主体のまちづくりセンター運営」をご覧ください。実績報告に移る前にまちづくりセンターの指定管理について、少し説明させていただきます。

須津及び松野地区において、一般社団法人となったまちづくり協議会による指定管理者制度を導入しています。この2地区では、指定管理料の範囲内であれば、地区の要望に沿った事業等を、地区の裁量で素早く実施できるようになり、また、地区住民が地区の問題を自分ごととして考えるようになり、新しい意見が出るようになったことで活気が出た、などのご報告をいただいております。

では報告にもどります。1つ目の「指定管理者制度の地区説明会実施」ですが、指定管理者制度の導入を検討している地区への説明や意見交換を行っています。昨年度は8地区から要望があり、実施をしております。

2つ目の「モニタリングの実施」ですが、指定管理を行っている2地区のモニタリングにより、指定管理における課題を抽出し、今後の支援方法を検討いたしました。

9 ページをお願いいたします。

方針2の施策4「市内外への情報発信」をご覧ください。

3つ目のまちづくり展ですが、昨年度は富士市役所2回市民ホールにて、地区の広報誌や活動写真など各地区の取組を PR するパネル展示を2週間実施いたしました。

4つ目の富士市ウェブサイトでの公表ですが、市のウェブサイト内に各地区

の紹介ページにホームページやInstagramのQRコードを掲載しております。

続きまして、方針3の施策1「②まちづくりセンター長会議の機能強化」であります。まちづくりセンター長を対象とした会議を毎月開催しており、その中で各地区まちづくり活動の情報を集め、成果や課題を確認し、地区のまちづくりにフィードバックをしております。

続きまして、施策2の「②まちづくりセンター職員の支援スキル向上」こちらをご覧ください。

「まちづくりセンター職員研修の実施」であります。新・富士市まちづくり活動推進計画の意義と活用について説明するとともに、まちづくりセンターの指定管理者制度などについてグループワークを実施いたしました。

以上、誠にざっぱくではございますが、以上で資料1の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

荻野会長 ありがとうございました。それでは、今のご説明に対するご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

神尾委員 どんな質問でもいいですか。

荻野会長 どうぞよろしくお願いいたします。

神尾委員 単純な質問ですけど、3 ページの方針（3）の施策1）が②から始まっていますが、①は実施しなかったのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。計画冊子の46 ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。今ご指摘いただいた部分が46 ページの1 番上にあります。1) 地区の課題解決強化に向けた支援、その中の①「地区の課題把握とまちづくり活動の担い手発掘への支援」こちらが抜けているということで、神尾委員からご指摘をいただきました。

こちらに関しては令和5 年度に関しては準備期間ということで斜線が入ってる形になっています。このため、今回①を抜いている状態になっています。

神尾委員 ありがとうございました。

荻野会長 他にございましたらよろしくお願いいたします。

齋藤委員 これは、準備期間と書いておいた方がいいんじゃないでしょうか。

事務局 ありがとうございます。次回からそのようにさせていただきます。

本多委員 2 点ございます。1 点目が方針1 施策1）の①課題解決協働事業の推進の中で、まちづくり協議会連合会による視察の実施支援とありますが、滋賀県の草津市と、三重

県の名張市を選定された理由や、どのような点が先進的なのかということを教えていただきたいです。

2 点目ですけれども、インスタグラムの導入ですとか LINE の導入について、私も地域で住んでいるものとして、とても進んできたなと実感しております。インスタグラムの導入だとか LINE の導入については、どのような講座をどのような方々を対象に実施したのかを教えていただきたいです。

事務局 ありがとうございます。まず、1 点目の視察に関して回答させていただきます。今お話しいただいたように、滋賀県の草津市、そして三重県の名張市を視察いたしました。視察の目的としてはまちづくり活動推進一括交付金と指定管理者制度を主なテーマとして視察を行っております。それと同時に、コミュニティビジネス等も視察の目的として視察を行いました。

そして、2 点目の LINE とインスタグラムの関係ですが、先ほど広報講座のお話をさせていただきましたが、周知方法の例として、広報講座の紹介をいたします。資料 6 ページの方針 5 施策 1) ②総務・企画・広報部門の運営力向上への支援というところの中で、広報講座の紹介をさせていただいております。

こちらの内容としては、主に地区役員さんに対して、先ほど少し説明をさせていただきましたが、インスタグラム、LINE を活用するにあたって、実際に情報誌を編集されている方にお越しいただき、情報発信の基本、ネタ探しもそうですし、アップする上では文章が必要になってきますので、文章の書き方等を皆さんに学んでいただいて、それをフィードバックしていただくような形で取組を行っております。

本多委員 ありがとうございます。

荻野会長 他いかがでしょうか。

長澤委員 2 点ございます。4 ページ目で 1 つ気になったのが、方針 3 施策 4) の①～③のところで、職員の方がボランティアとして参加されているということですが、なぜボランティアとして参加されているのでしょうか。公務としてやっていただいた方がより熱心に取り組んでいただけることもあるのではないかなと思いました。

2 点目は 9 ページ方針 (2) の施策 4) のまちづくり展の開催についてです。市役所のホール、通路で展示したということで、いい取組だと思いました。これを図書館や病院、ロゼシアターといったところでも実施できないかなというところで、個人的には、そういうところで実施したら効果があるのではないかなと思いました。

事務局 ありがとうございます。まず 1 点目のまちづくり地区担当班がなぜボランティアなのかという点ですが、主にまちづくり地区担当班が参加している行事は、地区のお祭り等です。自身が住む地区のお祭り等の手伝いとして参加していることから、ボランティアとしております。

まちづくり展に関しては、おっしゃる通りだと思います。まちづくり展も含め、ま

ちづくり協議会連合会の中で実行委員会というのを設けており、その中でも多くの人に見ていただくには市役所２階では適さないのではないかとということで、令和６年度に関しては、より多くの人が見ていただけるような場所にしていこうということで、話を進めているような状況となっております。

長澤委員 ありがとうございます。

荻野会長 もう１つ、２つ、もしご意見がありましたら、お願いします。

佐野委員 デジタル化の話について、すごいなと思って聞かせてもらいました。気になったことが、市の公式の LINE で今 10 万人登録されていて、そこで地区の発信ができるという話ですけど、実際のところ、どの程度見られているのでしょうか。LINE の登録者数で判断するのは１つの基準ですけど、見てもらえないと意味がないです。実際若い人の中で、LINE は情報発信ではなくコミュニケーションツールとして使っているの、見られていないこともあります。公式のアカウントがどれほど活用されているかというところだと思います。

事務局 ありがとうございます。現状として、閲覧数に関しては把握できていない状況です。登録数については、各地区の登録数を把握しています。お話をいただいたように、地区によって正直差があります。更新頻度も差がある現状ですが、閲覧数については把握が可能かどうか確認したいと思います。

今屋敷委員 ８ページの指定管理者制度の導入のところで、先ほどの説明の中で令和７年度以降の導入検討の説明会の実施で、８地区に説明に行ったというお話があったと思うのですが、この８地区は１年２年単位とかで指定管理になっていくイメージなのか。単に、今の段階で協議があるのが８地区でしょうか。

事務局 ありがとうございます。各地区、まずは理解を深めたいというところからお声がけいただいた地区もごございます。また、前向きに検討していきたいというような地区もごございます。また、対象人数も、多くの方に聞いていただきたいということで、まちづくり協議会及び構成団体、町内会の皆様といった多くの皆様を対象とする場合もありますし、まずは役員の皆さん理解をしていきたいということで、少人数を対象にしたところもございました。地区によって様々ございました。

今屋敷委員 はい、ありがとうございます。

荻野会長 ありがとうございました。他の質問はいかがでしょうか。

それでは、続きまして、資料No.2 及びNo.3 の「令和５年度進捗状況評価」について事務局から説明をお願いします。

事務局 新・市まちづくり活動推進計画令和 5 年度進捗状況評価についてご説明させていただきます。

資料 2 と 3 は関連がございますので、併せてご説明いたします。

最初に、資料の訂正をお願いいたします。資料 3 の中段、テーマの上から 3 つ目の多様な立場にある住民の参画促進というところがございます。横から 3 番目、目標像のまちづくり協議会の運営について、「まちづくり謀」という表記を「まちづくり課」と漢字の訂正をお願いいたします。

それでは、まちづくり活動推進計画の冊子本編の 21 ページをご覧ください。こちら、先ほどの資料 1、2 の方にも関連しますが、「各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成」が計画の目標像となっており、目標像の達成のために解決しなくてはならない 5 つの課題に対して目標像のイメージを決めさせていただいております。例えば、課題の 1 つ目の「課題解決力の向上」の目標像のイメージは、「目指す将来像を見据え、自ら課題解決に向けた事業を実施している状態」です。

本編 27 ページをご覧ください。

ページ上段に施策アイコンの説明があり、支援、行政、協働という形で示させていただいております。支援のアイコンがついている施策は、地区が実施することを行政が支援するということです。行政のアイコンがついている施策は、行政の内部で業務改善をするということです。協働のアイコンがついている施策は、地域と行政が一緒になって行うということです。この 3 点で、施策が進められております。

今回、地区が行うべき取組を資料 2 で評価をしており、行政内部、主にまちづくり課で行っている取組を資料 3 で評価しております。

こちらの表の資料 2 ですが、昨年は 19 地区から提出がございました。今年度は、26 地区全てのまちづくり協議会から提出がございましたので、分母の方が違いますことを、ご承知いただければと思います。

各地区に「目標像の示す状態」のについて評価いただいております。評価項目としては、「十分に行われ成果が出ている」、「円滑に行われている」、「行われているが不十分」、「行われていない」、「不明」、「不要」となっております。これらの「目標像の示す状態」が達成されれば、テーマ別目標像の将来像に近づいている状態になっているということになります。

また、この計画は、SDGs の考え方でも用いられているバックキャスティングの考え方で策定されています。これは、実際にこうなったらいいなという具体的な目標を設定し、現状とのギャップを埋めるためにどういったことを行うべきかということで、このような作りになっております。

資料 2 の方は、全て説明していきますと時間がかかりますので、この中で、令和 4 年度に比べて令和 5 年度に変化があった項目のみをご説明させていただきたいと思っております。

まず、「目標像の示す状態」の欄の上から 5 段目「地区におけるあるべき姿が検討、共有されている」について、こちらは昨年度「行われていない」というところが多かったのですが、今年度、「行われているが不十分」、そして「円滑に行われている」と

いうところが増えております。次に、「予算作成手順が明確である」というところですが、こちらも昨年は「行われていない」、「行われているが不十分」というところが多かったのですが、今年度は「円滑に行われている」、「行われているが不十分」という評価が増えました。また、同じように「地域内の情報が集まるしくみがある」と、2つ下の「住民が地区に関する意見や状況を発信できている」、「住民の発信が地区の活動、問題の発見等に活用されている」、「活動に対する住民の評価が得られ改善に反映される参考情報が収集できている」といったところが昨年度に比べていい評価が増えております。

これらの要因として考えられますのが、令和4年度から各地区まちづくり協議会の部会ごとに、振り返りシートを導入したことが考えられます。こちらは、例えば体育部会であれば、体育祭がどのように開催されたか、文化部会であれば、文化祭がどのように開催されたか、部会ごとに評価をしていただくことによって、地域内での情報の収集および情報共有ができる仕組み、そして、それらに基づいたPDCAを回せるような状態になってきたことによって、徐々に、「円滑に行われている」、「行われているが不十分」という、評価に移行してきているのではないかと考えられます。

続きまして、資料3の方に移らせていただきます。

資料3は目標像の達成のための行政の支援や地区と協働で行う取組の結果として目標像に近づいているかを評価したもので、こちらも主に前年度と変化があったところのみ説明させていただきます。

まず「目標像の示す状態」の欄の7段目、「一括交付金への調査研究を行なっている」というところです。

こちらは、先ほど本多委員からもご指摘がございました、まちづくり協議会連合会の視察等でも研究・検討させていただいた、まちづくり協議会への一括交付金についてです。一括交付金という言葉が聞き慣れない方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明させていただきます。補助金と一括交付金で何が一番違うのかというと、補助金は目的を達成するために用途を特定して市から助成することです。一方、交付金は、用途を特定せずに市から助成することです。先進的な事例として、まちづくり協議会連合会では滋賀県の草津市や三重県の名張市、そして、職員のみで磐田市の視察を行いました。

調査研究を進めた結果、まちづくりセンターの指定管理者として法人格を取得し、監査や組織体制が整っている須津地区と、松野地区に令和6年度から試行導入することになりました。そのため、評価を「十分に行われ成果が出ている」とさせていただいております。

その下の、「行政は地区に会計全般について研修や情報提供を行っている」というところですが、まちづくり協議会の会計の手引きを昨年度作成させていただきました。これらは、まちづくり協議会の会計処理や予算編成、監査の方法などをまとめたものになります。

そのため、「円滑に行われている」という評価にさせていただいております。

続きまして、「地区内で適切に予算作成ができるスキルやしくみがある」とについて、こちらも、まちづくり協議会の部会ごとに振り返りシートを作成することによって、

適切な事業に適切な予算を配分するといった仕組みが徐々に出来上がっているということで、昨年度の「行われていない」という評価から、「行われているが不十分」という評価に変えさせていただいております。

少し下段の「集まった情報がデータベース化されている」ですが、こちらは、先ほどと同じ振り返りシートの作成によりまして、地区内の部会ごとにどのような活動が行われているのか紙の資料で情報共有することで、誰でも地区内の活動状況を把握することができるようになりました。また、今年度は26地区全ての地区からこの振り返りシートが提出されたということで、「円滑に行われている」といった評価にさせていただきました。

続きまして下段の、「まちづくり課に集まってくる地区情報の中から、庁内で共有すべき問題や課題などを精査している」ですが、こちら全ての地区から振り返りシートを提出いただき、地区の色々な活動、それに関する課題や成果が出てきたことによって、「行われているが不十分」という評価に変えさせていただいております。

少し下になりまして、「地区まちづくりへの明確な方針が庁内で共有されている」ですが、昨年度、市役所内向けになりますが、「地域への依頼ガイドライン」を作成させていただきました。こちらは、各地区に対して、行政から色々なお願い事を行うことが多数ありますが、その際にどのような手順で依頼をしていくのか、また、本当に地域に依頼すべきことなのか等をルール化することによって、業務内容の仕分けや地区へのアプローチ方法などを記載したものです。その結果、「円滑に行われている」という評価にさせていただいております。その下、「庁内で情報共有の仕組みを持っている」というところですが、こちら、2年前から全庁会議ということで、庁舎内の27課の地域に直接業務で関わりがある課を集めた市役所内の会議を開催しております。

その中で、「依頼ガイドライン」などを作成させていただいて、地域に対して情報を共有させていただいているということになりましたので、「円滑に行われている」といった評価にさせていただきました。

集計結果ですが、令和4年度に比べて、「十分に行われ成果が出ている」という評価が1つ増え、「円滑に行われている」という評価が5から8に増え、「行われているが不十分」という評価が13から12に減り、「行われていない」という評価が7から4に減り、少しずつではありますが、計画が進捗している結果になっております。

誠にざっぱくではございますが、以上で資料2及び3の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

荻野会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対するご意見、ご質問ございましたら、挙手をお願いいたします。

荻野会長 私からよろしいですか。お聞きしたいのは、資料2と3の作り方で、資料3に関しては、令和4年度と比較しての変化が分かるように作成されていて、改善が認められるということで、非常に大変な労力、ご尽力の賜物だと思っております。一方で、資料2に関しましては、それぞれの地区の自己評価になるわけですが、比較の変化がど

うあったのかということについての項目がないので、その点をお伺いしたいと思います。各地区でよくできているという評価のものもあれば、行われているが不十分というものもあります。なかなか難しい事柄が多いので、もちろんそれは致し方がないと思うと同時に、中には、自己評価であります、かなりよくできていると回答されているところもあります。そうすると、関心としましては、例えば、よくできているところはなぜよくできているのであろうかというある種の分析っていうのが可能なことでもあるのかなと思います。ですので、質問としましては、1 点目は、資料 2 について、令和 4 年度からの変化というものについて事務局の方で把握されているのかどうか。2 点目は、自己評価について、この差が出る時にどのようなことが背景にあるかという、その分析的なことっていうことについてはいかがでしょうかということになります。

事務局 1 点目の資料 2 の令和 4 年度と令和 5 年度の比較について、見にくくて申し訳なかったですが、参考ということで合計欄の下に令和 4 年度の参考を入れさせていただいております。この中の具体的な例を入れてない理由が、昨年度は 19 地区で、今年度は 26 地区ということで、分母の数が増えているということで混乱を招かないように合計のみの記載とさせていただいております。

ただ、昨年度 19 地区から今年度は全 26 地区の提出に至ったということで、2 年前は提出されなかった、または、なかなかご理解いただけなかった地区もあるのですが、全ての地区からいただいたということで評価が進んだのではないのかなと思います。ちなみに、各評価の割合は比較しております。令和 5 年度については、「十分にできていない」が 3%。「十分に行われ成果が出ている」が 3%、「円滑に行われている」が 27%、「行われているが不十分」が 43%で、行われていないが 23%で、不明が 5%で、不要が 0%になります。

令和 4 年度については、「十分に行われ成果が出ている」が 1%、「円滑に行われている」が 22%、「行われているが不十分」が 37%、「行われていない」が 36%、「不明」が 4%、「不要」が 0%ということで、割合で比較してみると、「十分に成果が出ている」、「円滑に行われている」が若干ではありますが増えています。

2 点目のご質問ですが、各地区の自己評価になりますので、評価の甘辛は地区ごとにあると思います。全体的にいい評価としている地区と、全体的にできていない、あるいは行われていないとしている地区の 2 通りになっています。

ただ、一方で、十分に評価できているというところ、その中で、やはり指定管理者制度を取り入れております須津地区さん、そして今日委員であります松野地区さんは、十分に成果が出ている、円滑に行われているという評価が多いというところが相対的にございます。

一方、「行われていない」、「行われているが不十分」としている地区は、昨年度提出されていない、もしくは活動自体がコロナ後停滞しているような地区で、このような評価が出ているのではないかなと見受けられます。

荻野会長 ありがとうございます。では、長澤委員お願いいたします。

長澤委員 資料 3 の行政の取組というところでお伺いしたいです。目標像の示す状態の上から 8 個目の「会計全般についての研修や情報提供等を行っている」で、実績のところでも会計研修が行われているということでご報告いただきましたが、どのような会計研修が行われるのかというところをお聞きしたいです。例えば、契約面の、契約の作り方とかそういうお話をするのか、支出をする際の請求書の作り方とかの話をしているのか、それとも、支出入の財務指標なものを作るお話とか、こういった研修をされているかなというところを教えていただければと思います。

事務局 内容といたしましては、主に基本編として、お金の管理として、集金をしたら銀行口座に必ず入れて、支出に関しても必ず分かるようにしましょうというものです。予算科目ごとで管理して支出していきましょうというような、そういった内容から始まりまして、今、指定管理者制度を導入している 2 地区におかれましては、一般社団法人を取得しているということで、複式簿記の講座なんかも実施させていただいております。本当にお小遣い帳程度の会計って言ったら申し訳ないですけど、単式簿記の講座と、よりスキルが高めの複式簿記講座、2 つに分かれて実施させていただいてるところです。会計の手引きに関しましては、主に単式簿記になります、お金の動き、流れ、決算書の作り方、予算書の作り方を細かくマニュアルのような形で作らせていただきました。また、ホームページ等にも掲載しておりますので、もしお時間がございましたら見ていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

長澤委員 ありがとうございます。

加藤委員 資料 3 で色々改善されてということで伺いましたが、その中で、目標像の上から 4 番目「地区担当班とまちづくり課の連携」について、評価で少し「行われていない」という評価が続いているのが、全体の評価がよくなっている反面で気になるところです。こちらがまちづくり課さんの課題になってくるのかなと思うのですが。何か向上していく計画みたいなものはありますか。

事務局 まちづくり活動推進計画は令和 4 年度からの 5 年間の計画であります、こちらにつきましては、令和 5 年度から始めるものなので、「行われていない」という評価が続いているところです。主に職員のまちづくり地区班制度ということで、先ほど長澤委員からもご質問がありましたが、こちらのまちづくり地区担当班というのが、いわゆる市の職員の C S R 的な活動、いわゆる社会貢献的な活動の部分です。こちらに関しまして、指定管理者制度が導入された 2 地区におきましては、センター職員が地域で雇用された職員になったことによって、市とのパイプ役としての機能の見直しをしているところです。また、地域の課題が大きくなっているということで、ボランティアのレベルでは解決できないような高度な課題に対応する際に、ボランティアでいいのかというような議論がございますので、そういう課題について、今年度から議論を進めていきます。このため、令和 5 年度の評価としては「行われていない」をつけさせていただきました。

加藤委員 去年から始まって、今後5年間でどう変化するかという計画でしょうか。

事務局 令和4年度からの5年間の計画ですけど、今年度から始めていこうと考えております。

加藤委員 分かりました。ありがとうございます。

荻野会長 ありがとうございました。佐野委員お願いいたします。

佐野委員 2つありまして、1つ目が、資料3の評価について、そもそもこの評価のゴールというのは果たしてどこにあるのかなというのが分かっていないです。例えば、全て「十分に行われ成果が出ている」の評価を取るべきなのか、評価がどこまでいくことで、まちづくりの推進がうまくいってると判断するのが気になりました。2つ目が、資料2の下から2つめの、「まちづくり活動の推進に必要な情報の提供など」ですね。このあたりで、最初の資料1でもお話がありましたが、振り返りシートをそれぞれの地区で、部会の中でやられてると話があったんですけど、これ具体的にどういったことをされているのか分からなかったのので、教えていただきたいです。

事務局 まず評価の段階ですけれども、「十分に行われ成果が出ている」の評価ができれば、この課題が全て達成されたということで、これを目指していくことになりますが、この5年間で全て「十分に行われ成果が出ている」の評価を取るのには正直難しいかなと思います。まちづくり活動は積み重ねていくものでございまして、この計画の前の計画から引き継いで行っている事業も多数あります。

例えばなんですけれども、会計講座とか広報講座は、役員が変われば当然また同じようにやっていく必要があると思います。このため、継続していくものもあります。また、一括交付金とかですね、制度が出来上がればもうこれで終了となるものもありますので、そういった形の中で「十分に行われ成果が出ている」の評価を目指していくのですけれども、「十分に行われ成果が出ている」の評価と「円滑に行われている」の評価というのは、この5年間で全てこの状態になっていくのは理想の姿ということで考えております。

2点目の振り返りシートに関して、例えば地区が体育祭を行った際に、こういった形で行われたのか、そして来年やるにあたってどんな課題があるのか。それまでの間に、どんな予算規模で作って、実際はどうだったのか。ほかに、役員とかですね、地域の人からどんな声をいただいているのか、そういったものを、PDCAを回すために評価をつけていただいて、それに対して地域の中で共有をしていただく。地区の役員さん、例えば体育委員をやっている方は、文化のことを知らない方もいらっしゃると思います。やはり地域の中で部会ごとに縦割りになっているようなところがあって、そういったところが、なかなか情報共有できてないよというところもありますので、1つの用紙で書いていただくことで、お互いに同じような情報と、そして評価をしていただくことで、地域全体を評価できるような形、そして、どんなことが行われてい

るのか客観的に読めるような形で作成いただいているところです。

佐野委員 ありがとうございます。1 番最初の質問は分かりました。2 つ目はつまるところ、その振り返りシートの中で、その各部会それぞれが振り返りシートを作成する時点で、PDCAのチェックをした上で、次のアクションを決めるみたいなことをやっているってことですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

佐野委員 なるほど、分かりました。ありがとうございました。

荻野会長 ありがとうございました。今屋敷委員どうぞ。

今屋敷委員 質問というよりは、市民活動センターとしてご協力できるのではないかとこのころがあります。資料No.3で、「企業や NPO 等と連携し、外部人材が地区活動に協力している」というところがあるのですが、この辺、実は市民活動をされている方々から、まちづくりセンターで活動したいとか、そこを活用してその地区の人たちと協力したいみたいなお話の相談を受けたりすることがあります。ですので、何か地区の方々からの相談とかもですね、市民活動センターの方に言っていただければ、外部の NPO や市民団体が、こういうことで活用したいみたいなのを繋げる役目をセンターの方でもできるかなと思いますので、もしそういったご相談がありましたら、ぜひ、地区の方々からの相談でも構いませんので、センターの方にまちづくり課さんからご連絡いただければ、ご協力できることはさせていただきますので、ぜひ活用していただければと思います。よろしくお願いいたします。

荻野会長 ありがとうございました。何か事務局からございますか。

事務局 昨年度、市民活動センターのセンター長である今屋敷委員、そして本田さくら委員に、まちづくり交流会のパネルディスカッションでお話いただきました。その際にはですね、やはり地縁団体と言われるまちづくり協議会だけでは課題解決できないようなことに関して協力していきましようということで、今年度、6 月のまちづくり協議会の理事会の際に、市民活躍・男女共同参画課の職員に来ていただいて、市民活動センターと行政とで、皆さんと一緒に進めていきましようというお声がけをいただきました。今日、今屋敷センター長の方からお話いただきましたので、今年度は今までより深い話ができていけるように連携を取っていきましようと考えております。よろしくお願いいたします。

荻野委員 ありがとうございました。

佐野委員 よろしいでしょうか。

荻野会長 どうぞ。

佐野委員 先ほどの振り返りシートの質問の続きになりますが、行政に集まった情報がデータベース化されているという話で、おそらく、この振り返りシートの内容を公開されているのかなという風に思ったのですが、見られるものですか。結局そういうのは、見てみないと、実際どのくらい進んでいるのか分かりません。

事務局 令和４年度に関してはホームページに公開しておりますが、令和５年度に関しては先日集計が終わったばかりなので、まだ公表しておりません。申し訳ありませんが、今の段階では２６地区ごとの個別の情報の公表ではなく、集約した形での公表としております。

 Ａ地区は良くできていて、Ｂ地区はまだまだ不十分といった、個別のことを公表するのはよろしくないと思ひまして、全体での評価を載せさせていただいております。

 令和５年度の集約結果は、改めて公開させていただきたいと思ひます。

佐野委員 ありがとうございます。大変だろうと思ひますが、ぜひ見ることができればなと思ひます。ありがとうございます。

荻野会長 それでは、先に進んでいこうと思ひます。続きまして資料№４の「令和６年度を取組内容」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、令和６年度の施策の取組内容について説明させていただきます。

 本日差し替え版としてお手元に配布させていただきましたほうの、資料４「新・富士市まちづくり活動計画 令和６年度取組内容一覧」をお願いいたします。令和６年度を取組につきましては、令和５年度からの継続のものが多いため、新規の取組や、前年度から内容が変更となるものについてのみ説明させていただきます。

 それでは、「１ 個別施策」の方針（１）から順にご説明させていただきます。

 まず、方針１の施策１の「①課題解決協働事業の推進」をご覧ください。

 取組内容の１つ目の「まちづくり協議会の部会長交流会の開催」であります。

 本事業は昨年度も実施いたしましたが、令和６年度は、名称を部会機能活性化研修会から部会長交流会に変更いたしました。これは、昨年度までの参加者の皆さんから「他地区との情報共有や意見交換が参考になる」とのご意見をいただいております、また、本年度からまちづくり協議会連合会との共催とする中で、行政からの情報提供だけでなく地区の事例発表を行うなど、地区間での情報共有や意見交換に重きを置き名称を変更いたしました。

 ２ページをお願いいたします。

 方針２の施策２の「②一括交付金制度等の調査研究」をご覧ください。

 既に法人格を取得し、まちづくりセンターの指定管理に取り組む須津、松野の２地区において一括交付金制度を本年度から試行導入しております。来年度までを試行導入期間としており、この期間は指定管理を行う地区のみを対象としておりますが、本

格導入にあたっての対象地区については、今後まちづくり協議会連合会と協議を行っていく予定であります。

続きまして、方針3の施策1の「①地区の課題把握とまちづくり活動の担い手発掘への支援」をご覧ください。本施策は、本年度から始める施策となります。

取組内容の1つ目の「地区カルテの項目の見直し」ですが、地区カルテとは、人口や世帯の推計値、高齢化率、年代別人口、軽犯罪数、空き家戸数などの地区データを取りまとめたものであります。この地区カルテの見直しを行い、次期のまちづくり行動計画の策定に活用していただく予定であります。

2つ目の「高校生や大学生との連携促進」ですが、各地区のまちづくり協議会と市内高校生や県内大学生と連携について検討してまいります。これは、高校生や大学生に地区イベントへの参加、広報や事業の企画などに関わっていただき、将来の担い手育成につなげていこうというものです。

3ページをお願いいたします。

方針3の施策1の「③企業・NPO等との連携の促進」をご覧ください。

取組内容の1つ目の「市民活動センターを通じたNPOとの連携促進」ですが、これまで地縁団体であるまちづくり協議会と志縁団体であるNPO団体との連携はあまり進んでおりませんでした。市内に多くのNPO団体がある中で、地区の課題によってはNPOの力を借りることで効果的・効率的に解決できるものもあろうかと思いますので、両者のマッチングを図ってまいります。

続きまして、施策2の「②市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し」をご覧ください。

取組内容の1つ目の「男女共同参画地区推進員制度の見直し」ですが、昨年度までは各地区から委員を推薦していただいておりますが、選出の負担やなり手の不足、事業所等を通じたアプローチの必要性といった課題があることから、本年度からは公募制による市民推進員と事業所から選出してもらう事業所推進員で取組を進めることといたします。

続きまして、施策3の「①新たな参画の促進」をご覧ください。

取組内容の1つ目の「女性役員交流会の実施」ですが、本年度は田子浦地区において、地区まちづくり協議会において初の女性会長が就任されました。その他地区でも女性の役員さんが少しずつ増えている中で、女性役員同士で情報交換を行っていただき、今後のまちづくり活動に生かしていただくことを目的として開催いたします。

2つ目の「在住外国人市民との意見交換の実施」ですが、各国籍のコミュニティと地域とをつなぐ外国人市民の発掘と育成に努め、外国人市民への情報提供の円滑化と多文化共生の効果的な推進を図るために、様々な国籍の方に集まっていただき意見交換を実施いたします。

4ページをお願いいたします。

方針4の2の「②住民アンケート調査による地区課題把握に向けた支援」をご覧ください。

本年度、まちづくりセンターの指定管理を行う須津、松野の2地区を除いた24地

区において、中学生以上の全住民を対象としたアンケートを実施する予定であります。アンケート実施に対する支援を行うとともに、9月4日に、町内会長・区長と地区まちづくり協議会役員を対象として、実施に向けた意識醸成のための講演会を開催いたします。

続きまして、下段の施策3の「③デジタル化の促進」をご覧ください。

取組内容の1つ目の「クラウドサービスの活用」ですが、まちづくり協議会連合会からの資料提供や各地区の情報交換のためにグーグルのクラウドサービスを活用するものであります。

5ページをお願いいたします。

方針5の施策1の「①負担軽減に向けた業務の見直し・合理化」をご覧ください。

取組内容の1つ目の「地域への依頼ガイドラインの運用開始」ですが、地域への依頼を行う行政の所管課が取り組むべき事項や、依頼を行う際のルールを規定した「地域への依頼ガイドライン」を策定いたしました。本年度4月から運用を開始しており、依頼方法等を地域の立場に立って見直し、地域への負担軽減を図ってまいります。

続きまして、同じく施策1の「②総務・企画・広報部門の運営力向上への支援」をご覧ください。

取組内容の3つ目の「事務局運営ガイドラインの策定」で、地区まちづくり協議会の組織運営力を向上させるためには、組織の中で事務局が位置付けられ運営されることが重要であります。まちづくりセンターが事務局機能を果たしてしまっている地区がまだ複数あることから、ガイドラインを策定することで役割分担を進めてまいります。

6ページをお願いいたします。方針5の施策3の「①地区の拠点の整備推進」をご覧ください。

取組内容の1つ目の天間まちづくりセンターのリニューアル工事ですが、昨年度の富士見台まちづくりセンターに続き、本年度は天間まちづくりセンターについて、外壁や屋上の防水、エレベーターの設置などのバリアフリー化などを実施いたします。

2つ目の原田まちづくりセンターのリニューアル工事に向けた実施設計については、地区住民との話し合いを反映したリニューアル工事に向けた実施設計を実施するものであります。

続きまして、次の行になりますが、施策4の「②行政窓口の整理」をご覧ください。

「地域への依頼状況の集約」ですが、先ほどの「地域への依頼ガイドライン」において、年度末に依頼状況を集約して、見直し・改善の実施状況を取りまとめ公表することとしております。

7ページをお願いいたします。ここからは、「2 個別施策を横断する総合的な施策」について説明いたします。方針1の施策1「地区住民主体のまちづくりセンター運営」をご覧ください。

取組内容の5つ目の「指定管理の導入希望地区への伴走支援及び導入までのマニュアル作成」ですが、令和7年度からの導入を希望する神戸及び吉永北地区への

支援と、今後の導入希望地区が参照するための導入マニュアルを作成してまいります。
誠にざっぱくではございますが、以上で資料4の説明を終わらせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

荻野会長 ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対するご意見やお質問があれば挙手をお願いいたします。本多委員お願いします。

本多委員 男女共同参画地区推進員制度の見直しについて質問させてください。先ほど、地域の団体等で、成り手がない、選出しにくいということで、地域からの推進員制度をやめるというお話がありましたけれども、先ほど田子浦地区で女性の会長さんが出たというお話はあったものの、やはりまちづくりの活動における男女共同参画っていうのはまだまだ推進途上だと思うので、可能であれば、例えば集会には参加をしていただくような形にするとか、男女共同参画の視点というのはまだまだ取り組んでいただきたいと思う分野ではあるのですけれども、いかがでしょうか。

事務局 この男女共同参画地区推進員につきましては、市民活躍・男女共同参画課の方で取り組んでおりますが、町内会長へのアンケートの中で、選出の負担を感じているとか、あるいは依頼をしても受けてもらえないといった回答が60%から80%あるという中で、地区への男女共同参画の取組を無くすわけではないのですけれども、委員の集め方を公募制とした中で、地区への取組等を進めていくという方針で、来年度以降やりたいということで進んでおるといいますので、決して地区での男女共同参画の取組をやめるというわけではございません。同時に、今後、その男女共同参画というものを進めていくにあたって、事業所の中での取組というものが非常に重要と考え、来年度から事業所の男女共同参画推進員を設置していただくという形で、公募制と事業所推進制の2本立てで進めていくということで伺っております。

本多委員 ありがとうございました。

荻野会長 佐野委員お願いします。

佐野委員 感想の形になるかなと思いますが、デジタル化の推進のクラウドサービスの活用について、個人的には凄くいいなと思います。というのも、紙でやり取りするというのは時間がやはりかかる中で、こういった活動に時間を割いていただいている方の負担の軽減もあるのかなという風に思っていますし、なにより、若手の方がサービスを使って学業も含めて取り組んでいますので、若い方に積極的に参加いただくという形の中では、大切なことだと感じました。

事務局 佐野委員がおっしゃったように、デジタル化というところは、今後、若い世代の委員さん、会員とか役員さんですとか、そういった年齢層を取り込んでいくためには非常に重要なことだと思っております。一方で、まだ80代70代の役員さんがとても多

い中で、その中ではやはりまだそこがちょっと苦手だよってという方もいらっしゃると思います。現状としてはまだ過渡期の状態なのかなと思いますけれども、やはり取組として、デジタル化っていうのを進めていくことは、今後その若い世代の方たちが仕事をしながらも取り組めるということを考えた時には、やはり進めていかないとならないと私どもも感じております。

荻野会長 ありがとうございます。神尾委員どうぞ。

神尾委員 本多委員の質問にも絡みますが、この男女共同参画地区推進員制度の見直しというのは、今まで各地区に設置されていた委員を市全域の中で委嘱するっていう形に変わるっていう捉え方でいいですか。

事務局 はい、おっしゃるとおりです。

神尾委員 今まで地区に置かれていたものが、範囲が広まるということで、その辺が今までと同じような形で進められるのかなっていうのが心配です。

事務局 公募による市民推進員につきましては、大体公募で 20 人ぐらいを今想定しております。その中で、その方々に各地区に行って啓発していただく。もう 1 つ今回の特徴が、事業所推進委員ということで、それぞれの事業所からその推進員を出してもらって、そこで自分たちの事業所の女性活躍のためにその人たちに活動してもらって、こういった 2 本立てを今考えているところで、令和 7 年度からこういう形でやっていきたいという風に考えているところです。

神尾委員 はい、ありがとうございます。

荻野会長 すいません、今のお話でちょっと 1 つ伺いたいのですが、事業所もたくさんございますので、そこはどのような風に考えていますか。

事務局 これからというところもありますが、今いくつかの事業者さんには働きかけています。そういうところで、事業所さんが、うちにはこういう男女共同参画推進員がいますよというところで、事業所のイメージアップにも繋がるかと思います。商工会議所さんなんかともタイアップしながら市の方から働きかけて、少しでも増やしていく。公募の男女共同推進員につきましては、これまでからある程度人数が低減するのですが、事業所についてはできるだけ多くの事業所にそういった推進員を出していただくというのを今後やっていきたいという風に考えています。

荻野委員 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。加藤委員どうぞ。

加藤委員 過疎地に住んでおりまして、小学生が町内 20 人という町内ですけれども、高齢化

がだいぶ進んでいるので、先ほどのマックスバリュさんの移動スーパーについて教えていただきたいです。もう動けないので町内会活動もあんまり出られません、すいませんっていう方が結構いらっしゃるし、最近暑いですし、こうした取組が進めばいいなと思うところです。移動スーパーの取組は、どれくらい進んでいて、どんな感じで運営されているのでしょうか。

事務局 今、富士見台方面と江尾方面で主なコースとしては2コース回っているような形となっております。先ほど令和5年度の実績の時に少しお話をさせていただいたのですが、現状としては、のべ3万人程度が利用しているということです。

サービス自体は手数料として1商品あたり10円高いという形になるだけで、それ以外は基本的には同じ形となっております。

ただ一方で、自分たちの町内のお店を大事にしたいという意見ももちろんありますので、その中で、買い物難民となっているところで集中的に活用していただいてという形となりますので、今後、そちらに関しては、マックスバリュさんの方も要望があれば、また検討してコースを作りますということでお話をいただいておりますので、今お話があったように、地区を通じてご要望をいただければ、少しずつ前に進んでいけるのかなと思っておりますし、こちらも強引にやってみようというものではないと思っていますので、地区の方からお声がけいただければ進めていけると考えております。

加藤委員 では、今の時点で新しく運行していく地区はないですか。

事務局 現状としては変更がない状態です。

加藤委員 これに関し、そういう事業があるよってというのは、地区の方とかには落とし込みは特にないですか。

事務局 町内会連合会においても、まちづくり協議会連合会においても、この事業に関しては周知をさせていただいております。

加藤委員 では、地区や町内の判断ということですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

荻野委員 地区でやる気があるかどうかだと思います。先ほどの男女共同参画推進員と一緒に、人との繋がりがうまくいってれば役員のなり手不足も解決できる。私の地区は男女共同参画推進員を4人選出しなければならないが、4人選出できている。要するに、町内会長さんと地域の人とのコミュニケーションがどれ程できているかどうかによって変わってくる。男女2人ずつ出す際も、私が頼めば承諾してくれる訳ですから。町内会長さんが1年、2年で任期を終わってしまうから、人と人との繋がりがうまくいか

ない。その結果こういう今の状況になっているのかなと思います。

荻野会長 ありがとうございます。

齋藤委員 私は富士南地区ですけれど、私どもの地区では福祉推進委員会が中心となって、区と連携を取って直接マックスバリュの車に来てもらうところもございますし、個別に自宅まで配達をしてくれるというマッチングもやっておりますので、かなりそういう意味では融通が効いている。ですから、その辺のニーズをそれぞれの地区の連合町内会長さんでも、まちづくり協議会の会長でも結構ですが、そういう方にお話をいただければ、上手にマッチングさせることは可能ですのでぜひご活用いただきたいという風に思っております。

荻野会長 はい、ありがとうございました。

資料2のところで、各地区の中から情報を収集し、それを検討、分析し、その結果を発信するという、情報を流していく一連のプロセスの中で、令和6年度でそのために全住民アンケートを実施して、支援を行うというのはとてもいいアイデアだと思いました。既に考えられていると思うのですが、今後はこの集めた情報をどういう風に集約して、使えるものに落とし込んでいくのかについても、多分サポートがないとなかなか難しいところもあるかなと思ひまして、その辺りについてもぜひご検討いただければと思います。

高田委員 よろしいでしょうか。

荻野会長 高田委員お願いします。

高田委員 全住民アンケートについて、令和3年度に守本委員とタイアップしてやらせてもらいました。松野地区では、全住民アンケートを参考にしまして、どういう問題があるのかを全部洗い出しました。

例えば、体育祭は地区の行事において、役員の認識では重要度が高いです。しかし、アンケートの結果で住民にとっては重要度も低い、満足度も低いとなり、見直しをした方がいいではないかということで、健康フェスティバルという形で名前を変えて、より住民が参加しやすいイベントに変更しました。そういう風に、アンケート結果に基づいて様々なやり方に変えています。

デジタルの関係も、公式LINEによる電子回覧板を開設したので、先日開催したおぐるま夏祭りにおいて友達登録を呼びかけ、登録者数を増やしました。年度内に1000件くらいの登録を増やすことで、タイムリーに地区の情報を発信できるような状態になっています。アンケートを基にということ様々考えています。行政からあしたら、こうしたらと言われてやっても進まない。自分らで考えるっていうのが私らの考えでありまして、多分、会長も副会長も、荻野会長もそうだと思いますけど。また、まちづくり協議会っていう団体はどういう活動しているかということ、そも

そも皆さんは分からないのではないかなという感じを受けました。一度、それぞれ、地域で協議会、区長会、町内会連合会という組織がありますから、そちらに視察に行ってみるなどし、せっかく委員という立場になりましたから、どういう活動をやっているのかということを考えて、見て、参考にして、また次に活かしていただきたい。役員のなり手がいない問題というのは区長会も協議会もそうで、なり手不足というのが実際です。男女共同参画推進員について、各町内で毎年どのぐらいの人数を町内会長達を選出しなければならないかという、最低で 16 名です。そのため、誰も町内会長をやりたいがらないという話です。

また、我々協議会長は、無報酬です。私は指定管理をしていても無報酬です。それだけは承知してください。その上で、皆さんが一生懸命やられているというのを理解してもらいたいです。

守本副会長 私は、資料 2、3、4 を並べて考えた時に、課題としては、地域の皆さんとまちづくり協議会との間にまだまだ距離があるなっていうところがあって、地区がこうなりたという目標像と、地域の皆さんとの間にギャップもあって、その共有が必要だなという感じがしています。今年度、住民アンケートをおやりになるって書いてありますが、高田会長はもう実績がおありなのでお分かりになると思うのですが、やるっていうこと自体が 1 つのアクションなんですよね。地域に対して、まちづくり協議会はこういうことを考えている、住民の声を聞きたがっているっていうアクションにつながるの、そういうことをきちんと伝達しながら、住民アンケートを丁寧にやっていただければ、まずワンステップクリアかなと思います。

実際に松野地区ではアンケートをやることで、それなら、うちこんなことがあるよってまちづくりセンターに直接意見を言いに来られた方もいるっていうことも聞いているので、そのアンケートをやるっていうことをすごく丁寧に発信されていくと、この資料 2、3 の課題も今年度で少しクリアできていくのかなっていう感じもします。そして、高田委員もおっしゃったように、そのデータをどうやって活用するかっていうことが、その次はかなり大きな宿題になるし、それがこれからのまちづくり協議会が自律的になっていくっていうところの大きなファーストステップになるのではないかなという風に考えています。

齋藤委員 正直言いますと、この住民アンケートっていうのは、対象が中学生以上全員ですの、でかなり大変な仕事です。それも、各世帯にワンセット配るわけじゃなくて、中学生以上の人数分だけ配って、書いてもらって、回収をして分析するっていうことです。それでも行う理由は、2 つ目的があって、1 つは、まちづくり協議会とか町内会、区の認知度を上げるっていうのが 1 つ。もう 1 つは、その結果を受けて私たちがそれをどう活用していくかと。というのは、10 年前、20 年前と比べると、今それぞれの地区の事情が変わっていて、昔ながらの我々の事業が果たして十分に受け入れられているかが分からない。それから、新たなものとしては地区の方々のニーズをキャッチしたい。あとは、これをどう活かしていくかは、我々の努力になるのですが、それをなんとか今年やってみたいなというように思っております。特に新しく来られた方々

だとか、若い世代の方々は、町内会とかまちづくり協議会ってなんだろうという方がほとんどだと思うので、認知度も上げていくことにつながっていければいいなと思っています。

そんなことで、是非成し遂げたいということで、今、それぞれの地区、町内、区で準備をされているのではないかなと思います。そんなに簡単な話じゃないなと自覚しながら、今準備を進めておりますので、何かございましたら、皆さんの地区でもぜひご協力いただければと思いますのでよろしくお願いします。

荻野会長 本多委員お願いいたします。

本多委員 指定管理について、先ほど高田委員の方から、無報酬でやっているというお話もありまして、他のまちづくりセンターの運営費用と比べて、逆になんかこうコストダウンをされてしまっているのでは、関わってくださっている方の善意の搾取のようなものになってしまっているのではないかなと思うのですけれども、そのあたり今後、指定管理者制度は、市としても取り組んでいくと思うのですけれども、運営費用がどの程度、現行のまちづくりセンターの運営費用と指定管理になった時に違うのかなってところで、何か情報があればいただきたいです。ただ、指定管理されているところはすごく活発に活動されているなという印象があって、ちょうど今日から須津で朝給食という取組が始まったってことですか、松野地区さんでも子供食堂を一生懸命やっているのが羨ましいなと思いながら見ているところなので、その辺のメリットと、逆に住民に対して負担になっていないのかってところはどうお考えでしょうか。

事務局 まちづくりセンターの指定管理者制度の導入についてなんですけども、基本的には、指定管理者制度というものは施設の管理運営についてお願いしていくというものでございます。直営のセンターと指定管理者制度を導入したセンターとの費用負担についてのお話だったと思います。正直、指定管理制度を導入したからと言って、センター管理運営の経費が下がって経費削減に繋がっているかっていうと、そこは言い切れないところがあります。効率的にかつ効果的に運営していきたいということで、指定管理者制度による各施設の運営をしていただいております。そういった中で、まちづくりセンターについては、地域行政の拠点、各地区の拠点という施設ですので、公募ではなくて非公募によって各地区のまちづくり協議会に運用をお願いしたいということで、市としては各地区の協議会に指定管理者制度の導入についてご検討いただきたいということをお願いしているところでございます。

そういった中で、先ほどの話に戻りますが、効率的なところは当然求められるところではございますが、まちづくりセンターにつきましては特に効果的な運営をしていただきたいということで、各地区のノウハウを活かして、今回の住民アンケートもございますが、そういった各地区の特性を生かして、各地区のまちづくり協議会が主体となって運営していただくという、その効果的なところをお願いしたい、目指しているというところであります。

先ほど高田会長のお話でございました、各地区の皆様がボランティアで活動をされ

てらっしゃるところですが、これは指定管理のまちづくりセンターの運営とは切り離れた部分でございまして、課題としてございますのが、まちづくり協議会、町内会・区等が各地区様々な活動されているわけですが、そういった活動の対価というものがあって然るべきじゃないかというようなご議論もございます。課題でありますので、これについては今後議論してまいりたいと思います。

本多委員 ありがとうございます。

守本副会長 意見というか事務局へのお願いですが、今日いただいた資料の中で、例えばコブタレポートを発行しましたって書いてありますが、紙で配るかどうかは別として、もしホームページ上に載っているものがあれば、そのURLを付け加えていただきたい。例えば、佐野委員がおっしゃったように、その振り返りシートってどんなものですかというのも事前にご覧いただけたと思いますし、私達もちょっと事前に予習ができるかなというところがありますので、色んな参考資料でホームページ上で見られるものがあればURLを載せていただくか、もしくは資料として付け加えていただければありがたいなと思います。

荻野会長 時間もなくなってきましたが、いかがでしょうか。

それでは、本当に活発な発言ありがとうございました。事務局は本日の審議内容を踏まえまして、今後の施策推進に活かしていただけるようお願いいたします。

それでは、本日の議事を終了しましたので、議事を締めさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局 委員の皆様、多くのご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。いただいたご意見を参考にいたしまして、今後のまちづくり活動の推進に活かさせていただきたいと思います。

続きまして、次第の7 その他でございます。今後のスケジュールでございますけれど、次回の開催は来年度を予定しております。

来年度はまちづくり活動推進計画の次期計画の策定に着手する予定でございますことから、複数回の開催となる可能性がございますのでご承知おきください。なお、1 回目は、来年度も本年度同様に7月頃に開催をさせていただきたいと考えております。

それでは、以上を持ちまして、令和6年度第1回富士市まちづくり活動推進審議会を閉会とさせていただきます。本日の議事録につきましては、後日送付をさせていただきます。委員の皆さま、長時間にわたりましてありがとうございました。